

企業立地促進法のスキーム

国：「基本方針」を策定

協議 ↑

同意 ↓

●地域産業活性化協議会

・市町村・都道府県、商工団体、
大学、研究機関等で構成



●「基本計画」の策定

・産業集積の形成、活性化の目標
・集積区域として設定する区域
・集積業種として指定する業種
・企業立地、事業高度化の目標
・施設整備、人材育成等の事業環境の整備の内容 等

申請 ↑

承認 ↓

●事業者：

「企業立地計画」

・工場、事業場の新增設

「事業高度化計画」

・新商品の開発、設備能力向上等

主な支援策

① 課税の特例・規制緩和

- 立地企業（海外生産比率の高い業種・農林水産業と関連性が高い業種）への設備投資促進税制：特別償却の適用（機械等：15%、建物等：8%）
- 工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲（緑地等面積規制の緩和）

② 予算措置による支援

- 本法に基づき、公益法人等が行う、地域における産業集積の形成及び活性化のため取組への支援
 - イ. 広域的地域産業活性化協議会活動支援事業（補助率10/10）
 - ロ. 広域的産業集積活性化支援事業（補助率10/10）
 - ハ. 広域的産業立地支援事業（補助率2/3）
 - ニ. 広域的人材養成等支援事業（補助率10/10）
 - ホ. 立地産業人材育成支援事業（補助率2/3）
- 基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設整備に対する助成（補助率1/2）

③ 低利融資等による支援

- 企業立地計画の承認等を受けた中小企業に対する低利融資制度（日本政策金融公庫）
- 企業立地計画の承認等を受けた中小企業に対する地域産業集積関連保証（信用保証協会）

④ 交付税による支援

- 企業立地促進に係る地方交付税措置
 - イ. 自治体による立地企業に対する地方税の課税免除等への普通交付税による補てん（3年間、課税免除額等の額3/4を補てん）
 - ロ. 企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付

企業立地支援センターによるサポート

※22年度は7月頃事業開始予定

- 企業立地に関する知見・ノウハウを有する専門家を全国10地域ブロックに配置し、総合的な企業立地支援窓口として、自治体や事業者の企業立地への取組をサポート。

2. 企業立地促進法に係る「基本計画」同意状況

